

宗教法人寶光寺秋川靈園合同墓『絆』使用規程

(使用目的)

第1条 宗教法人寶光寺秋川靈園合同墓『絆』(以下、合同墓『絆』という)は、焼骨の納骨を目的とし、納骨後は永代供養されます。

(使用資格)

第2条 合同墓『絆』は、国籍・宗旨宗派を問わず、どなたでも使用することができます。

(申込)

第3条 申込を希望する場合(以下申込者という)は所定の申込書に記入し、本人確認書類を添え、納骨費用を納入後、申込となります。納骨の際に必要な連絡先(後見人)を1名以上届け出て下さい。

第4条 申込者には使用許可書を発行いたします。

第5条 申込者または連絡者の氏名・住所等に変更が生じた場合は、遅滞なく当靈園に届け出て下さい。

(申込の取消・変更)

第6条 合同墓『絆』の申込の取消、プラン変更はできません。

(秋川靈園墓地所有者)

第7条 申込者が当靈園内に建墓されている場合は、担当石材店と更地工事契約をし、使用墓地は更地返還をしてください。

第8条 当靈園内墓地所有者が死亡、他やむを得ない状況により、本人の申込ができない場合申込者は所定の誓約書を提出して下さい。

第9条 墓地所有者が納めた管理料、永代使用料は返金できません。

(納骨費用)

第10条 申込者は納骨費用を納めてください。納骨費用には納骨作業料、事務手数料が含まれます。以後、管理料は発生いたしません。

第11条 墓誌名板代、その他法要に関する費用は別途かかります。

(納骨費用の返金)

第12条 納めた納骨経費他諸経費は一切返金できません。

(納骨)

- 第13条 納骨当日は骨甕にてお預かりし、後日、当霊園職員によりお骨袋に移してご納骨いたします。
- 第14条 納骨後はお骨の取り出しはできません。
- 第15条 個別納骨から合同納骨への移動（合葬）は、当霊園職員によりご納骨からご指定の年数に達した日に行います。その際、申込者への連絡はいたしません。
- 第16条 納骨の日時は打合せの上決定いたします。
- ①申込者が当園墓地所有者で、埋葬されているご遺骨を納骨する場合は、更地工事契約後の除魂法要の日となります。
- ②申込者自身の納骨は、申込者に遺骨の保管、納骨を依頼された親族等関係者若しくは指定代理人と打合せ決定して下さい。
- 第17条 納骨については春・秋彼岸期間、7・8月お盆期間、管理事務所休業日には行うことができません。
- 第18条 全ての納骨者は合同墓納骨台帳に必要事項を記録し、永久保管されます。
- 第19条 納骨者は希望により俗名及び家名・納骨日・施主名合同墓墓誌名板に彫刻できます。

(供 養)

- 第20条 合同墓『絆』へ納骨されたご遺骨は、当霊園が責任を持ち永代供養いたします。
- 第21条 供養は合同墓『絆』墓前にて当霊園僧侶（曹洞宗）により、春・秋の彼岸及び盆の年3回執り行われます。
- 第22条 春・秋彼岸供養は読経後、献花、焼香、塔婆（秋川霊園合同墓諸精霊）をお供えいたします。
- 第23条 盆供養は当霊園施食会で合同法要後、献花、焼香、塔婆（秋川霊園合同墓諸精霊）をお供えいたします。
- 第24条 当霊園僧侶による納骨者への法要については、当霊園法要の一般の例によります。
- 第25条 当園僧侶による法要については、春・秋彼岸期間、7・8月お盆期間、管理事務所休業日には行うことができません。
- 第26条 納骨者の縁者による納骨者個人への法要はこれを妨げません。
但し、納骨の場合は当霊園へ日時の予約をして下さい。

(その他)

- 第27条 合同墓『絆』の使用権は、他の者に売買、譲渡、または貸与できません。
- 第28条 この事項に定めのない事項が生じた場合は、法令の定めによるほか、その都度当霊園

が定めます。

第 29 条 天変地異等の不可抗力並びに自然動物、または第三者による行為によって生じた合同墓内の被害について、当霊園は一切その責任を負いません。

第 30 条 法令が改正された場合及び当霊園が適当と認めたときはこの規程を改定することがあります。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則

令和 2 年 4 月 1 日 改訂

令和 3 年 1 月 4 日 改訂